

54131)。

6. 準用規定（法第 37 条の 4 第 5 項）

雇保法第 21 条（待期）、第 31 条第 1 項（未支給の基本手当の請求  
手続）、第 32 条、第 33 条第 1 項、第 2 項並びに第 34 条第 1 項（給  
付制限）の規定は、高年齢求職者給付金について準用される。

- \* 高年齢求職者給付金の支給を受けた後、すぐに職業に就いたとし  
ても返還の必要はなく、内職収入等があった場合でも、減額され  
ることはない。